

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、手すりの取り付けなどの住宅改修をするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具の貸与が受けられます。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、貸与の際は相談しましょう。

●利用者負担について

レンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

対象となる用具

○=利用できる ×=原則として利用できない
△=尿のみを吸引するものはできる

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品 ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○

※一部福祉用具の貸与・販売の選択制の導入について

令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができます。

〈選択制の対象とする福祉用具の種目・種類〉

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く) ●多点杖

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費が支給されます。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。

●利用者負担について

購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて浜田地区広域行政組合の窓口で申請することで、同年度で10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。

対象となる用具

- 腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 ●排泄予測支援機器

※一部福祉用具の貸与・販売の選択制の導入について

令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができます。

〈選択制の対象とする福祉用具の種目・種類〉

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く) ●多点杖

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

事前申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、住宅改修費の費用の一部が支給されます。

対象となる住宅改修の種類

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※介護保険被保険者証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。

介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。

●手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

